

中小企業支援法の改革

関連法の集約と機能強化で創業拡大に期待

今年4月、これまで創業や中小企業の経営革新を後押ししてきた支援法が統合され、新法「中小企業新事業活動促進法」が制定された。また来年には、起業時の資本金規制を撤廃する内容が盛り込まれた会社法が施行される見通しである。こうした改革により中小企業の支援策はどのように再構成されるのか、以下に注目点をまとめた。

創業・中小企業振興の政策的な支援

経済活動の活性化のために、ベンチャー企業への期待は大きい。しかし、1980年代後半以降、わが国では開業率が廃業率を下回ってきた。そこで、政府は創業支援制度の整備を進めてきた。

創業を後押しする資金面の施策は、主に三つに分けられる。第一は、政府等の資金を用いた補助・助成金である。第二が税制支援で、一定の要件を満たす中小企業に、設備投資減税などが実施されている。第三が、資金調達の支援である。政府系金融機関の融資や、信用保証協会による保証などがある。

創業に限らず、既存の中小企業が新たな事業分野への挑戦など経営革新を行う場合にも、補助金や税制優遇、資金調達支援などの措置が準備されている。経営環境の変化に対し、中小企業が柔軟に、また果敢に適応していくことを促すためである。

従来の中小企業支援3法

中小企業に対するこうした支援策は、この3月まで主に以下の3法によって実施されてきた。

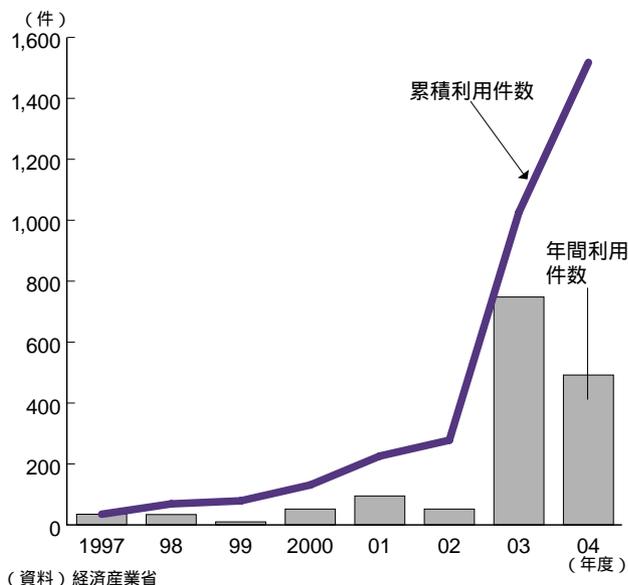
第一は、「中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法（中小創造法）」である。同法は、創業5年未満の製造業者などを支援するもので、95年に10年間の時限立法として制定された。同法に基づき事業計画の認定を受けた企業は、債務保証枠の拡大などの適用を受けることができた。

同法の支援策のなかでも新規性が高かったのが、エンジェル税制である。この措置は、ベンチャー企業への投資家に株式譲渡益の圧縮といった税制優遇を認めるもので、97年に制度化された。当初その利用は伸び悩んだが、2003年にベンチャー企業への投資額を他の株式譲渡益から控除できる措置が追加され、利用件数が急増した（図表1）。

第二は、99年に制定された「新事業創出促進法」である。同法には、事業計画が公認された創業5年未満の事業者への支援策（保証の特例や技術革新への補助金など）が盛り込まれている。

さらに、2003年に導入された企業の設立に係る最低資本金規制の特例措置も、同法に依拠している。この特例措置は、株式会社の設立に必要な1千万円の資本金（有限会社では300万円）の準備を5年

図表1 エンジェル税制の利用状況



間猶予するものであり、1円で起業するケースも現れて、話題となった。

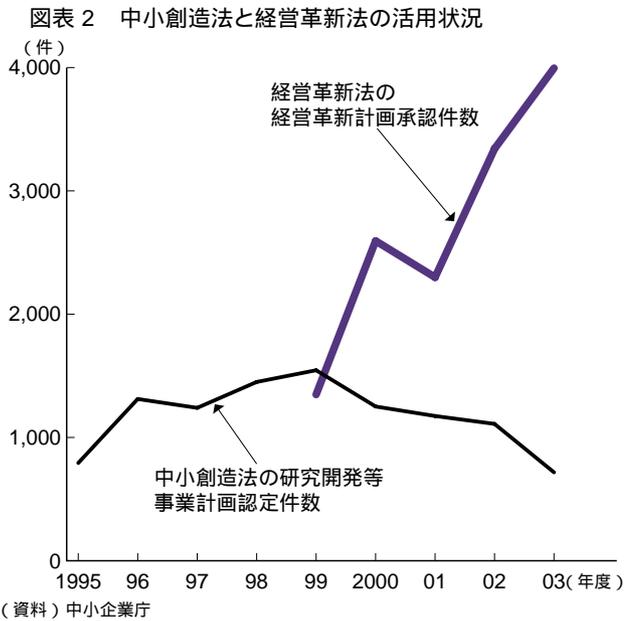
第三が、99年施行の「中小企業経営革新支援法」(経営革新法)である。新商品の開発、新生産方式の導入などに関する経営革新計画の公的な承認を受けた企業に、低利融資制度、経費補助などの支援策を設けている。また、設備投資減税や、欠損金の繰り戻し還付の特例なども規定されている。

四つの軸からなる統合新法

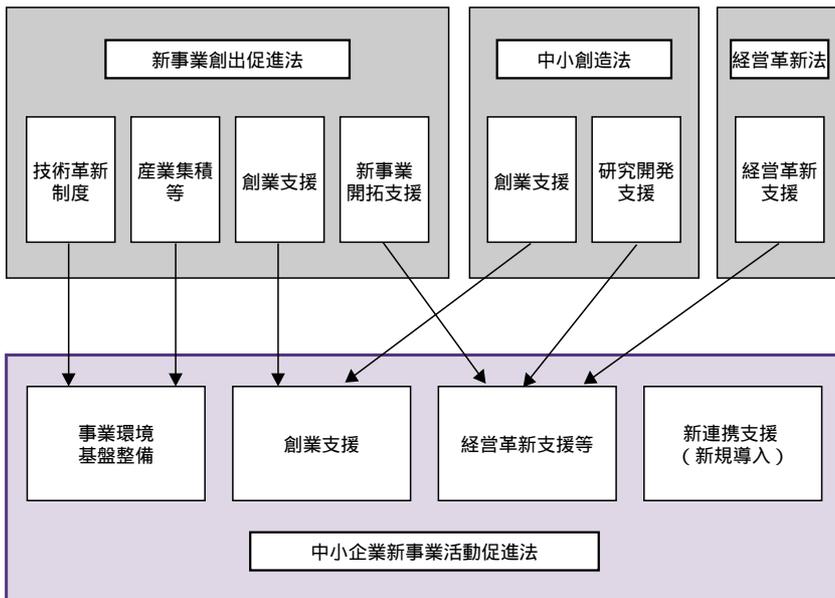
これら支援3法については、従来より機能が重複する措置が多いことが指摘されてきた。経営革新法が施行された99年以降、中小創造法の研究開発等事業計画認定件数が減少に転じたのも(図表2)利用する支援策の振り替えが生じたためとみられている。また、中小企業経営者からも、支援制度の体系が複雑でわかりにくい、どの措置を選択すべきか判断しにくいといった意見が出されていた。そこで、施行後10年を経た中小創造法の期限が到来するタイミングで、3法が統合されることになった。

その統合新法が、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業新事業活動促進法)」である。経営革新法を衣替えした上で、他の2法の機能を合流させたものである。今年4月に法律が成立し、すでに施行されている。

新法は、以下の四つの基本軸から構成されている(図表3)。第一は、事業環境基盤整備であり、新事業創出促進法の技術革新制度や産業集積といった役割を引き継ぐ。第二は、創業支援である。新事業創出促進法と中小創造法に盛り込まれていた支援機能を統合する。第三は、経営革新支援である。3法がカバーしていた関連措置を集約する。第四に、新連携支援という軸が新規に導入される。



図表3 法改正に伴う中小企業支援機能の集約状況



(資料) 中小企業庁「中小企業新事業活動促進法について」により作成

促進法と中小創造法に盛り込まれていた支援機能を統合する。第三は、経営革新支援である。3法がカバーしていた関連措置を集約する。第四に、新連携支援という軸が新規に導入される。

新法によって、従来3法をベースに実施されていた補助金、税制優遇、資金調達支援といった施策は、基本的に継続される。この3月末に期限が到来することになっていたエンジェル税制も、2006年度末まで延長されることになった。

最低資本金規制は廃止へ

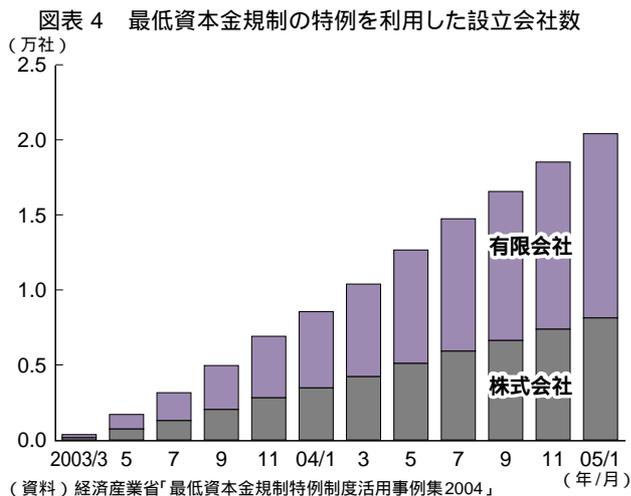
以下では、新支援法に盛り込まれている項目のなかでも、とくに注目度が高い最低資本金規制と新連携支援について掘り下げてみておきたい。

最低資本金規制の特例制度については先に触れた。ここで、同制度の効果をみると、導入時点の2003年2月以降、特例を利用した会社設立数は着実に増加し、今年1月末現在で株式会社と有限会社を合わせて2万社強に達している(図表4)。

他方で、同制度の導入時に問題視されたのが、少額の資本金で会社を立ち上げられたとしても、5年以内に原則の資本金額(株式会社で1千万円)の確保が求められるというハードルだ。このため、制度開始から5年目以降、資本金要件をクリアできずに、廃業が相次ぐのではないかとの見方があった。

こうした懸念を受けて、来年施行が予定されている会社法により、同規制そのものが廃止される方向となった。これが実現すれば、その後の起業が容易になるばかりでなく、これまで特例によって設立された企業が、必要な資本金を集められずに廃業に追い込まれるという事態も回避されることになる。

ただし、資本金規制が撤廃されることで、起業後の収益状況等に対する取引先などの見方が慎重になる可能性もある。支援策についても、今後は企業の成長段階における措置が重要なものとなってこよう。



新しい連携支援の枠組み

中小企業新事業活動促進法において新たに重点施策として取り入れられたのが、新連携促進支援策である。中小企業が単独で確保できる経営資源には限りがあるため、他の企業や研究機関などとネットワークを構築し、相互補完していくことが有効である。2005年度からは、新法と政府の新規予算措置により、連携支援が大幅に強化される。

具体的には、まず新法に基づいて認定を得た連携体(企業等の中で結ばれた連携のネットワーク)が行う新商品開発目的の実験や市場調査などに助成金が提供される。次に、全国のプロックごとに「新連携支援地域戦略会議」が設置される。同会議は、有識者や地域の中小企業支援機関などで構成され、連携により新事業分野への進出を図る中小企業に対し、包括的なバックアップを行う。

支援策の効果検証も必要に

以上みたように、中小企業支援法が再編され、一部機能強化が行われたことで、今後創業の活発化や中小企業の経営革新が進むことが期待される。

ただし、これまで中小企業には多くの支援メニューが用意されてきたにもかかわらず、それらが十分に実を結ぶには至らなかったという指摘もある。今回の法改正で支援の効率化は進むと思われるが、今後は施策の効果を検証し、それをフィードバックしていくような仕組みを広く取り入れていくことも必要になる。また、有力企業へと飛躍していったベンチャー企業経営者のなかには、政府による助成よりも規制改革がビジネスの発展に結び付くという主張もあるようだ。支援策から脱却できる企業を増やす環境作りも重要であることに変わりはない。□

みずほ総合研究所 政策調査部
主任研究員 内藤啓介
keisuke.naitou@mizuho-ri.co.jp